

報告第4号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月11日提出

豊川市長 山 脇 実

## (建設部関係)

1	専決年月日	平成27年3月27日
	相手方	株式会社山大物流
	損害賠償の額	140,723円
	概要	平成26年8月28日午前11時30分頃、豊川市御油町青戸7番地先の市道において、道路に張り出した木の枝が相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	平成27年3月9日
	相手方	東豊沢町内会
	損害賠償の額	163,153円
	概要	平成27年2月1日午後1時頃、豊川市御津町豊沢石堂野26番1において、職員の運転する自動車が相手方の所有する建物に接触し、当該建物の一部が破損した。

(教育委員会関係)

1	専決年月日	平成27年2月18日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	423,870円
	概要	平成26年12月25日午前9時30分頃、音羽支所駐車場において、職員の駐車した自動車は傾斜により後退し相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。